

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機設計及び工事計画）【21】

2. 日時：令和3年11月17日 10時00分～12時20分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

忠内安全管理調査官、千明主任安全審査官、服部(正)主任安全審査官、植木主任安全審査官、宇田川安全審査官、大野安全審査専門職、服部(靖)安全審査専門職、日南川技術参与

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部部長（電源建築）他22名

中部電力会社

原子力部 設備設計Gr 担当

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 課長代理 他1名

5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号機の設計及び工事の計画認可申請書のうち、耐震性に関する説明書（水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せ、機能維持の基本方針）について、令和3年11月12日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せ】

SRS法及び組合せ係数法は、非線形モデルを用いて影響評価を行う場合にも用いるものであることがわかるように説明すること。

屋外重要土木構造物に該当しないとしている重大事故等対処施設について、その該当しない理由を説明すること。

輪谷貯水槽（西）が、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方針の対象として記載されていない理由を説明すること。

【機能維持の基本方針】

静的地震力の算定表に記載されている静的鉛直震度の値(0.288)について、設備の耐震評価で用いる鉛直震度の有効数字を踏まえて、表中の記載の考え方を整理し説明すること。

原子炉格納容器に対する設計用地震力は、建物・構造物の設計用地震力を用いることがわかるように説明すること。

常設重大事故等対処設備に対する浸水防止設備が設置される土木構造物である屋外ダクト（タービン建物～放水槽）は、重大事故等対処施設の施設区分として、どのような位置付けとしているのか説明すること。

建物・構築物の荷重の組合せについて、水平方向及び鉛直方向が動的地震力の場合は組合せ係数法を適用する理由を明確に説明すること。津波防護施設等について、組合せ係数法又はS R S S法を適用する場合の使い分けの考え方を説明すること。

鋼製格納容器である島根2号機ではC C V規格を適用しない理由について、先行炉の格納容器の型式の違いも踏まえて説明すること。

クラス1容器の一次膜応力＋一次曲げ応力の許容限界について、JEAG4601・補-1984に基づく一次一般膜応力の1.5倍の値又は設計・建設規格のPVB-3111に準じた純曲げによる全断面降伏荷重と初期降伏荷重の比等の値のどちらを実際に適用するのか説明すること。

燃料集合体（燃料被覆管）の閉じ込め機能に対する評価で用いる許容限界について説明すること。

3軸粘性ダンパが、機器クラス上どこに位置付けられているか説明すること。

(3)中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

なし